

広島県選挙管理委員会告示第七十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として次のものを指定した。

平成二十六年十二月八日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
老人ホーム	特別養護老人ホーム可部南静養園	広島市安佐北区可部南二丁目一九番三三号	平成二十六年一月二七日
老人ホーム	特別養護老人ホーム仁方	呉市仁方町戸田四四〇七番地	平成二十六年一月二七日